科学研究費助成事業

平成 27 年 6 月 30 日現在

研究成果報告書

<u> </u>
機関番号: 30101
研究種目:挑戦的萌芽研究
研究期間: 2012~2014
課題番号: 24653145
研究課題名(和文)元受刑者の社会的包摂と刑事施設における社会福祉士の役割に関する研究
研究課題名(英文)A study on the role of the prison social worker for social inclusion of former
prisoners
研究代表者
朴 姫淑(PARK, HEESUK)
旭川大学・保健福祉学部・准教授
研究者番号:1 0 5 5 6 0 7 0
交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文):本研究は、刑務所の社会福祉士の役割と刑務所の福祉的支援の課題を分析した。その課題に は、制度的制約と慣行的な制約があることを明らかにした。また、受刑者の社会復帰のためには、刑務所と地域社会と の連携が欠かせないことを指摘した。さらに、EUやカナダの事例から、刑務所に対する地域社会の参画が受刑者の社会 的統合に有効であることを示した。

研究成果の概要(英文): This study analyzed the roles of the prison social worker and the problems of welfare support in prison. The problems were institutional and practical constraints in prison. And, it clarified that cooperation between prison and the community was essential for the social reintegration of prisoners. In addition, from the case of EU and Canada, it showed that the participation of local communities in the prison correctional program was effective for the social integration of prisoners.

研究分野: 社会学

キーワード: 元受刑者 社会的包摂 刑務所(刑事施設) 社会福祉士

1.研究開始当初の背景

受刑者の大半はいずれ地域社会に戻る。し かし、地域社会は受刑者の社会復帰を本人と 司法当局のみに任せてきた経緯がある。そう した状況で、高齢者や障害者が再犯によって 刑事施設に戻ってしまう問題を解決するた めに、刑事施設に社会福祉士が配置されるこ とになった。矯正を目的とする刑事施設に福 祉専門職が入ることは画期的なことである。 刑事施設で社会福祉士はどのような役割を 担っており、どのような可能性と制約を抱え ているのか、また、そうした社会福祉士の役 割が元受刑者の社会的包摂にどのような効 果をもたらすのか、という問題意識が研究の 背景にある。

2.研究の目的

本研究は、第一に、刑事施設で働く社会福 祉士が担っている役割について、その実態を 明らかにする。厳重な保安システムで運営さ れる刑事施設の場合、現地調査を通じた実態 把握が求められる。そのうえ、第二に、刑事 施設で社会福祉士が福祉的支援を行う際に、 どのような課題に直面しているのかについ て分析を行う。司法領域で福祉専門職が制度 的かつ慣行的壁にぶつかった際に、どのよう に対応していくのか、それが支援の可能性と 制約を決めると思うからである。第三に、受 刑者の社会的包摂における刑事施設と地域 社会との連携の必要性について、現行の支援 で浮き彫りになった課題を明らかにする。第 四に、海外の事例から、日本における元受刑 者の社会復帰や社会的包摂への示唆点を探 ってみたい。

3.研究の方法

まず、長期、短期、少年、医療、女性等、 収容者の属性が異なる刑務所を見学し、社会 福祉士に対するインタビュー調査を行った。 インタビュー調査のために、各刑務所に依頼 文を送り、ほとんどの刑務所は快く受け入れ てくれた。しかし、2 か所を除く、社会福祉 士との一対一のインタビューはできず、上司 に当る分類や教育部署の職員と同席で調査 が行われた。そうしたインタビュー条件では、 組織的立場からの話は聞き取れるが個人的 立場は聞き取りにくい限界がある。一方で、 社会福祉士と上司の刑務官や法務技官との 認識の共通点や差異が浮き彫りになる効果 もあった。次に、地域で元受刑者の社会復帰 を支援する、地域生活定着支援センターや更 生保護施設の支援員、保護観察所の社会復帰 調整官等に対するインタビューを行った。地 域社会の視点から刑事施設の在り方を考え、 刑事施設と地域社会との連携の課題を明ら かにするためである。最後に、EU のプリズ ンサービスネットワークとカナダのコミュ ニティ・コレクションに対する調査を通じて、 各国の刑務所が置かれている現状から日本 への示唆点を考える。

4.研究成果

(1) 刑務所で働く社会福祉士の役割 刑務所では働く社会福祉士の役割は大き く三つある。第一に、いわゆる「出口支援」 という出所直前の社会復帰支援である。それ はまず、特定の要件を備えている受刑者に対 する「特別調整」という制度に基づいて行わ れる。現在、刑務所の社会福祉士が担ってい るもっとも一般的な役割である。次に、特別 調整の対象者ではない受刑者に対して、一般 調整で行われる釈放時保護である。その他、 労役場留置者に対する社会復帰支援がある が、ごく限られた刑務所でしか行っていない。 第二に、刑務所の社会福祉士の役割としては、 専門性を活かして日常的に矯正業務を補助 する場合がある。たとえば、薬物離脱指導等 の矯正教育の一部を担当し、また、福祉に関 わる問題について刑務官の相談に応じるこ とで間接的に受刑者を支援する役割である。 第三に、社会福祉士の専門性とは全く関係の ない刑務所の事務補助をしている場合があ る。それは社会福祉士が配置された初期の現 象であるが、現在も特別調整対象者が相対的 に少ない刑務所では続いている。

以上のように、刑務所の社会福祉士は、出 所直前の社会復帰支援としての「出口支援」、 福祉的視点からの矯正業務補助、専門性とは 関係ない事務補助を行っていることが分か った。社会福祉士の役割は、「特別調整」を 担当する以外には、刑務所ごとにかなり差が あった。また、大半の刑務所では社会福祉士 を「出口支援」以外の日常業務に関わらせる ことに躊躇があることが見て取れた。さらに、 福祉専門職としての業務とは関係のない役 割をしている実態からは、刑務所によって、 社会福祉士の役割に対する認識の差がある ことが分かった。

(2) 刑務所の社会福祉士の福祉的支援の課 題

刑務所の社会福祉士の福祉的支援の課題 として二つを挙げたい。第一に、制度的制約 として、刑事施設及び矯正施設における福祉 的支援の位置づけが明らかではないことで ある。そもそも、「受刑」するものに対する 福祉的支援は、どのような根拠で正当化され るのか。現在は、「再犯防止」という論理が もっとも有力であるように思われる。では、 「再犯防止」という論理のもとで、福祉的支 援を受ける受刑者と受けられない受刑者を 分けることは可能だろうか。刑務所の中で行 われる福祉的支援はあくまでも矯正処遇の 一つである。刑務所の福祉的支援は、「行状 のいい」受刑者に対して、「再犯防止の見込 みがある」という判断で司法当局から与えら れる「処遇」である。「受刑者」という被支 援者のおかれた立場は、支援者と被支援者と の対等性の理念を実現するには壁となる。同 時に支援者と被支援者との信頼関係を可能 にする一対一の面接や日常的・長期的関係性 を確保する等、福祉的支援の条件を守ること が困難である。そうした状況で、受刑者の中 には、福祉的支援を刑の執行の連続線上で 「縛り」と認識する場合もある。

第二に、刑務所の慣行は、社会福祉士の福 祉的支援の可能性を委縮させてしまう傾向 がある。刑務所の保安第一主義は、福祉的支 援に欠かせない施設内連携や施設外連携の 制約となる。また、長く続けられてきた刑務 官と受刑者との上下関係は、対等性を前提と する福祉的支援には異質的なものである。実 際、受刑者の社会復帰支援の必要性について は、刑務所ごとに、また刑務官ごとに認識の 温度差がある。その中で、刑務官は、地域社 会との連携や支援の技術について社会福祉 士の専門性は認めている。一方で、社会福祉 士の福祉的支援が刑務所の日常業務として 定着することには戸惑いを感じている。しか も、社会福祉士は毎年契約を更新せざるを得 ない「非常勤職員」という不安定な位置にあ り、一施設当たり一人か二人の配置では、圧 倒的多数の慣行に向かうほど力を発揮する ことは難しい。

(3) 刑事施設と地域社会との連携による継 続的支援

元受刑者の社会的包摂を考える際に、刑務 所の社会復帰支援とともに、地域社会の受け 入れ態勢が重要だろう。刑事施設に社会福祉 士が配置されることと同時に、主に高齢者や 障害者の元受刑者を地域社会に定着させる ために、地域生活定着支援センターが設置さ れた。刑務所の社会福祉士と地域生活定着支 援センターは、現在の受刑者の社会復帰支援 の二つの柱だと言える。これまで刑務所の社 会福祉士と地域生活定着支援センターとの 連携は比較的順調に進んでおり、一定の成果 を出していると評価できる。だが、限定され た対象者に対する住まいと経済的支援に止 まり、様々な側面で地域社会への包摂支援ま では至っていないと思われる。

元受刑者の地域社会への包摂は、現在のように「隔離型」刑事施設の運用では限界があるように思われる。制度上にも慣行上にも刑 事施設と地域社会との連携はあまりに不足している。それは、保安・隔離中心アプロー チから社会復帰を視野に入れた矯正や更生 中心アプローチへの変化なしには期待しに くい。ごく限られた対象者に対する短期間の 支援では、一時的な再犯防止の効果はあるか もしれないが、元受刑者を市民として地域社 会へ包摂するには不十分だと思われる。受刑 者の社会復帰支援には、刑務所と地域社会と の連続的視点と継続的支援が求められる。そ のためには、刑務所と地域社会とが制度的に も機関的にもより柔軟に連携できる条件を 整える必要があり、それによって、受刑者が 刑務所から地域社会に円滑に移行すること が期待できるのではないか。

(4)海外事例から見えてくる課題

EU において、刑務所をめぐる注目される 変化は、受刑者の健康問題が司法当局の問題 から保健福祉当局の問題と化していくこと である。近年、刑務所と地域社会の公衆衛生 との連携システムが強化されることがみら れる。それは、従来の隔離の理念に基づいた 刑務所運営が問われ、あらゆる面で刑務所と 社会との不平等の問題が浮き彫りになるこ とから分かる。また、公共サービスの財政削 減の中で、刑務所の財源も影響を受け、受刑 者はもちろん刑務所労働者の労働時間の増 加や健康悪化が問題となっている。その結果、 受刑者と刑務所労働者とが共同で対処しな ければならない問題が多くなり、刑務所が社 会に向けて訴えていく動きが強くなってい る。

一方で、カナダのコミュニティ・コレクシ ョンの特異点としては、第一に、刑務所の矯 正プログラムの運用について民間団体の参 画が広範囲にわたって行われていることで ある。刑務所の目的が受刑者の社会復帰にあ ることを明確にしており、刑務所にいる時期 から受刑者に対して地域社会が介入するこ とが出所後の社会的統合に有効であること が検証されている。第二に、EU と同様にカ ナダにおいても刑務所財源の削減が深刻な 問題となり、労働者の過労や受刑者サービス の削減につながっている現状がある。その解 決策の一つとして刑務所システムの電子化 が進んでいる。まだ日本では刑事施設の予算 削減は表面化していないが、社会復帰促進セ ンターから分かるように官民共同の動きは 共通的だと思われる。今後行政サービス一般 の視点からの刑事施設の在り方に対する分 析が求められる。

5.主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計 件)

〔学会発表〕(計3件)

<u>朴姫淑</u>,「矯正施設における福祉的支援の 可能性 - 刑務所で働く社会福祉士の経験か ら」2012 年 6 月,日本福祉社会学会第 10 回 大会,東北大学.

<u>朴姫淑</u>,「司法と福祉との融合と葛藤 - 刑務 所における社会福祉士配置から」2013 年 8 月,第9回社会保障国大論壇・第2回社会保 障教育シンポジウム,中国杭州浙江大学.

<u>朴姫淑</u>, 「元受刑者の社会復帰における持 続的関係支援」2013 年 10 月, 社会政策学会 第 127 回大会, 大阪経済大学.

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕 出願状況(計 件) 名称:

「発明者: 権利者: 種類: 番号: 出願年月日: 国内外の別:

取得状況(計件)

名称: 発明者: 権利者: 種料 若 号 : 取 得 年 月 日: 国 内 外の別:

〔その他〕 ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究代表者朴姫淑(PARK, HEESUK)旭川大学・保健福祉学部・准教授

研究者番号:10556070

(2)研究分担者 ()

研究者番号:

(3)連携研究者 ()

研究者番号: